

租税回避と財産評価

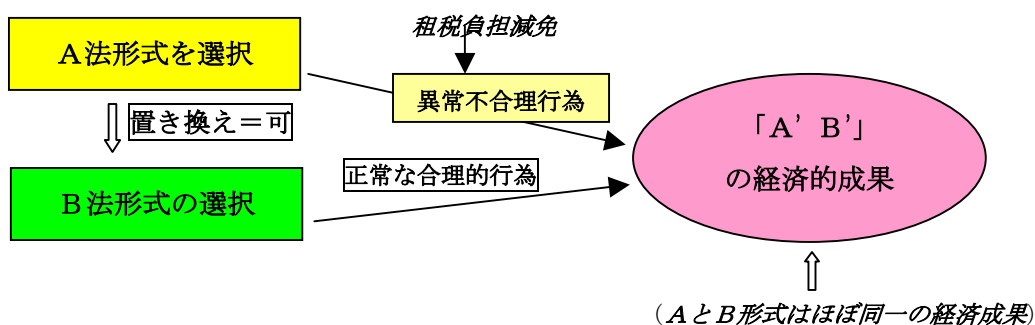
～「総則第6項」による財産評価の限界を探る～

M J S 租税判例研究会座長

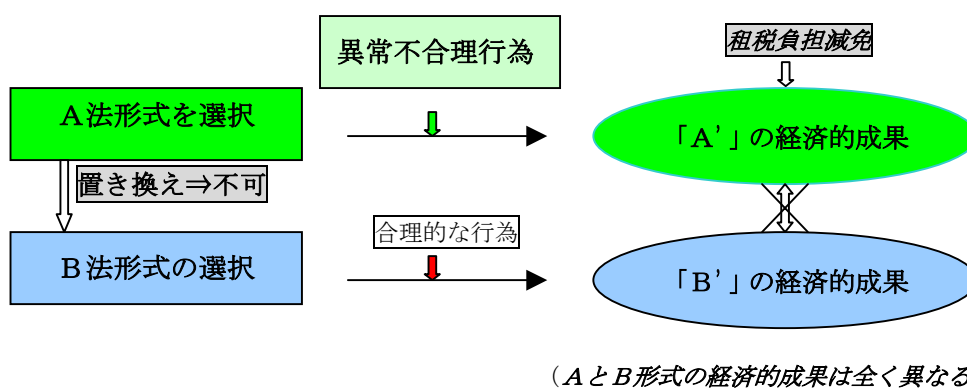
中央大学商学部教授 大 淵 博 義

I 財産評価における同族会社の行為計算の否認の是非

1. 異常な法形式を合理的な法形式に置き換えが可能な場合

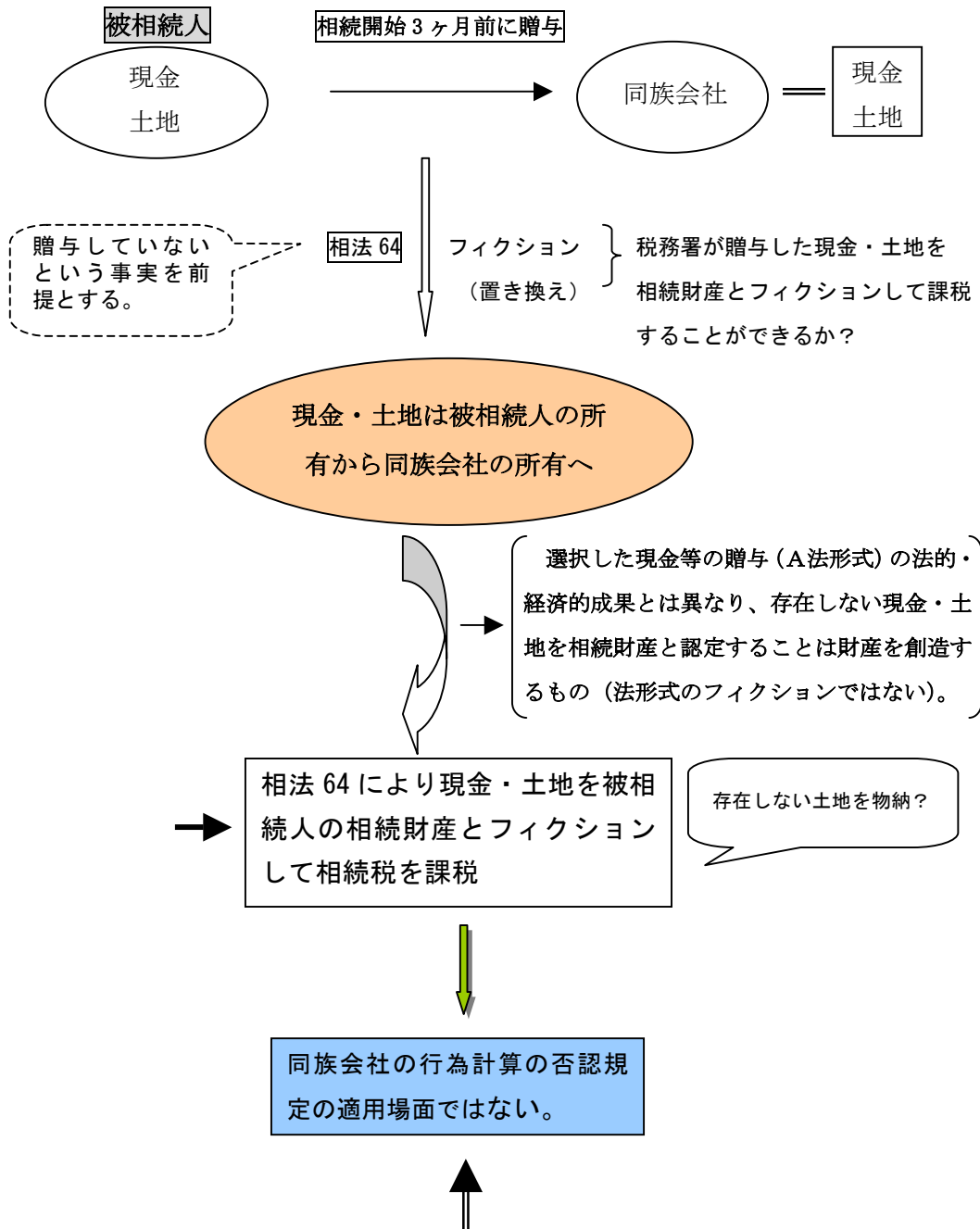


2. 異常な法形式を合理的な法形式に置き換えることが不可能な場合



選択した異常な「A法形式」による経済的成果（「A'」の経済的成果）と通常の行為の「B法形式」による経済的成果（「B'」の経済的成果）が異なるのであれば、その異なるところにより課税関係が形成される。A = 「A'」の経済的成果をA ≠ 「B'」の経済的成果に置き換えることは不可。租税回避行為の否認の場面ではない。

<具体例－相続開始前の贈与>



★ 相続開始前の現金・土地の贈与 (「A法形式」) により当該資産の同族会社への所有権移転による経済的成果 (「A」の経済的成果) と、相続しない状態の財産状態 (「B法形式」による「B」の経済的成果) とは全く異なり、被相続人には相続財産が存在しないから相続税が減少するのは、むしろ当然のことである。

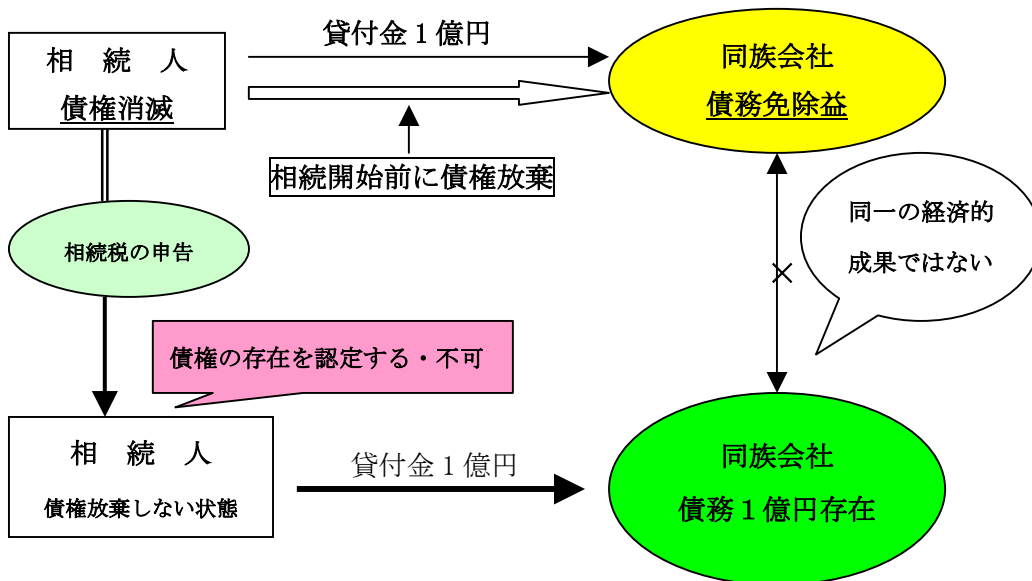
3. 相続税法 64 条による否認事例の検証

①相続開始前の債権放棄を相法 64 で否認して貸付債権を相続財産とした事案

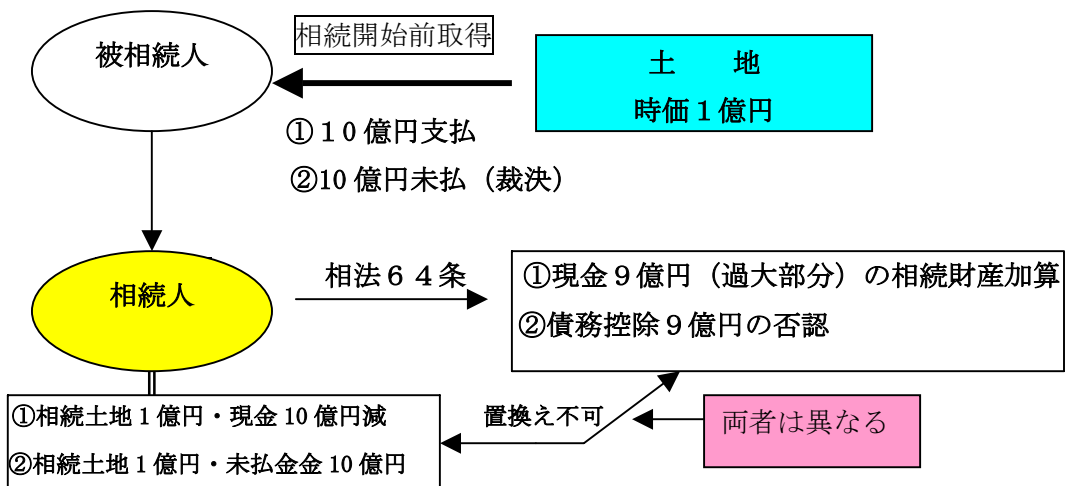
(浦和地裁昭和 56 年 2 月 25 日判決・消極)

★ 判決・債権放棄は株主の債権者の単独行為であるから、「同族会社の行為は介在しない」から、同族会社の行為計算の否認規定は適用されない。

⇒ 契約により債務免除した場合には同族会社の行為計算の否認規定が適用される？



②時価と著しく乖離する売買価額で被相続人と同族会社が交わした不動産売買取引について、原処分庁が相続税の課税価格を相続税法第 64 条第 1 項の規定を適用して計算したことは適法であるとした事例 (棄却・平 16. 3. 30 裁決) 【裁決事例集第 67 集 718 頁】



☆この置き換え（9億円の過大現金支払がないもの又は未払金がないものとする）が許容されるのは、9億円の支払いは仮装したもので存在しないこと（仮装行為の否認）又実質的に存在しないものと（実質主義）の適用による以外にはない。

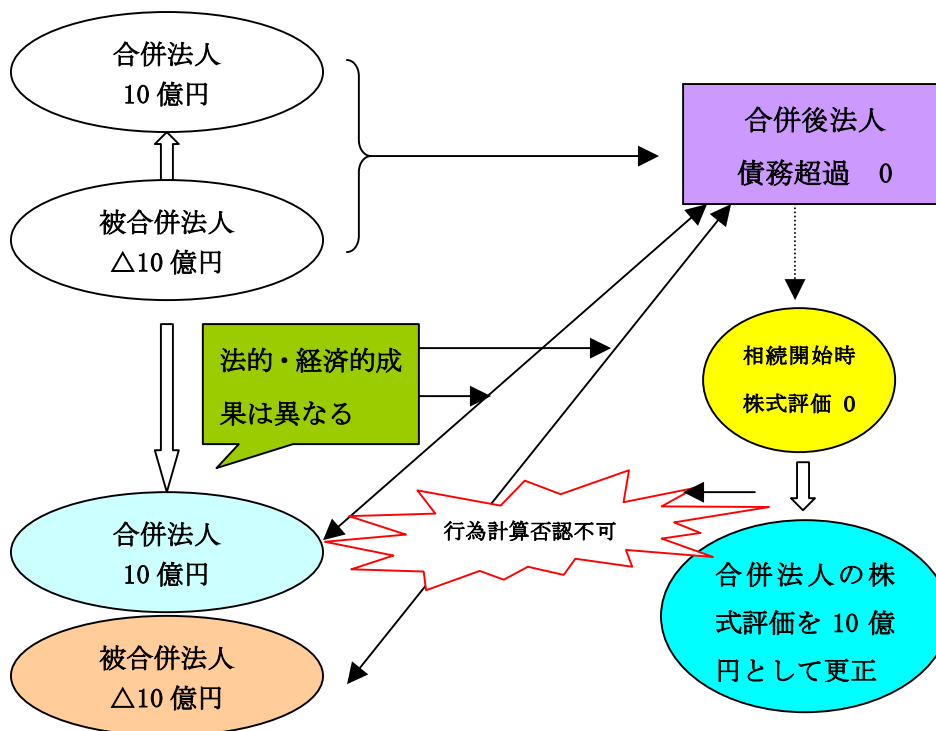
★相続財産の存在種類・時価評価は、私法上の存在であり客観的交換価値であるから、これを、税法固有の同族会社の行為計算の否認規定により擬制・フィクションして認定することは許されない。

★ 不特定多数の第三者間で成立する客観的交換価値は課税固有の擬制（フィクション）されるものではなく、現実に流通する市場価格（時価）であるから、**税務においてのみ通用される時価は存在しない。**

⇒ 同族会社の行為計算の否認規定を適用して財産の存在と時価をフィクションするとはできない。

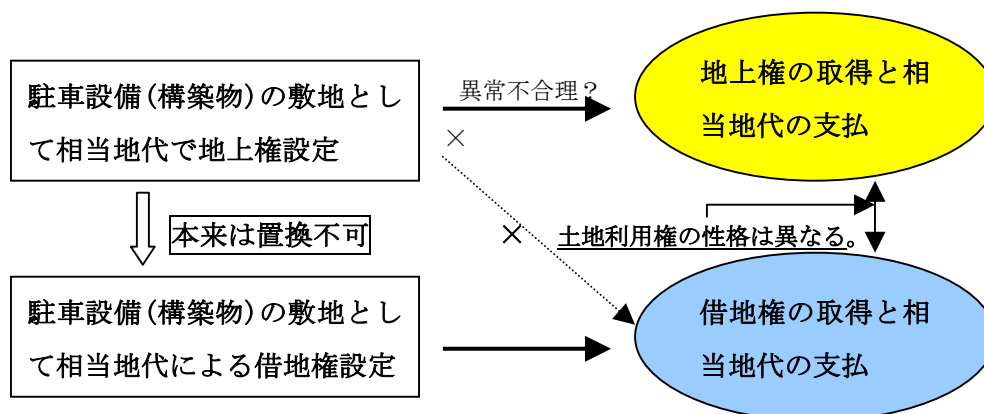
（物納・売却・公売を考えよ。）

(3) 死亡前の欠損法人（10億円）と黒字法人（10億円）の合併を否認することの可否
・合併による黒字法人の株式評価額がゼロ ⇒ 合併前により相続評価？



(4) 構築物の所有を目的とする地上権（相当地代による設定）の設定を相続税法64条により借地権として評価することができるか。

（大阪地裁平成 15 年 7 月 30 日判決・否認適法）



☆ 法人税法では、相当地代による土地使用については正常な取引条件で行われたものとみなされている。

⇒ 地上権設定自体を異常、不合理という課税庁及び判決の詭弁性は明確

- ・ 異常不合理な地上権につき法定評価方法（相続税法 23 条）を定めるはずもないし、評価通達に規定するはずもない。

★ 法定評価方法（相法 23 条）によれば、相当地代による地上権（借地借家法の借地権 <建物所有目的の地上権>を除く。）の設定の場合は、地上権の残存期間 50 年超の地上権の評価額は、自用地価額の 90%相当額とされているので、底地価額は 10%として評価される。⇒ 借地権通達では 80%評価⇒制度上の矛盾

II 「総則6項」による評価とその限界

1. 評価基本通達と「総則6項」

(1) 財産評価の特質

- ・ 静態的評価の固めの評価 ⇒ 担税力の測定の不確定性

土地：固めの評価

上場株式等：最終価格と3ヶ月前平均株価の低い価格

★その結果の相続税対策の登場は不可避的現象

① 相続開始前に現金で土地建物を取得して評価を下げる。継続保有（未利用）

② 同様にマンション1棟を現金で取得して事業の用に供して小規模宅地の評価減を適用。継続保有して事業の用に供する。

③ 3ヶ月前平均株価が最終価格より相当低額な上場株式を現金で取得して、継続保有又は相続開始直後に市場で譲渡する。



④ ①の土地建物を借入金で取得して超過債務を他の相続財産から控除する。⇒土地建物は継続保有（未利用）。⇒利子の支払・現実にあるか？

⑤ ②のマンションを借入金で取得して超過債務を他の相続財産から控除する。⇒マンションは継続して事業の用に供する。小規模宅地の評価減を適用。

⑥ ③の上場株式を借入金で取得して超過債務を他の相続財産から控除する。相続開始直後に相続開始時の最終価格とほぼ同額の価額で譲渡する。



⑦④の場合で、相続開始直後に売却して現金化する。⇒すでに否認された判決あり。

○一種の商品と認定⇒実勢評価

○他に多額な資産を有していないものとの税負担の不公平

☆評価基本通達によらない特別な事情・当該取得価額を評価額

⇒ 判決で初めて「総則第6項」が適用された事例

⑧③の上場株式を父が借入金により取得し、子供に3ヶ月平均株価と同額の借入債務を負担とした負担付贈与をし、その後に子供が市場で売却して、最終価格（売却価格）と3ヶ月平均株価との差額の利益を享受した場合

⇒ 類似事例について、判決で「総則第6項」が適用された事例あり

(2) 非上場株式の評価方法の特質

○客観的市場を有しない非上場株式の評価額は、相続税又は贈与税の納税のために当該株式を換金することは事実上困難

⇒その時価をどのようにして評価するかということは極めて困難な問題

☆相続税法上、有限会社の出資は物納対象資産から除かれており、また、非上場株式であっても、現実に譲渡等の処分が困難であること、課税当局も物納を原則として許可していないこと等から、現実の担税力を考慮すると、その評価に当たっては、種々の要因を考慮した固めの評価が不可欠である。

★非上場株式の評価方法

・類似業種比準方式 ・純資産価額方式 ・両者の併用方式 ・配当還元方式

(3) 非上場株式等の擬制的評価方式の限界

○大会社と中会社の区分による評価額の差異

・100人（大会社）と99人（中会社）による従業員1人の差異による評価額の相違

- ・卸売業 帳簿純資産価額 20 億円以上・51 人の従業員（大会社）と同 19 億 9900 万円と同 51 人（中会社）のように帳簿純資産価額 100 万円の差異による評価額の相違

○持株割合の相違による評価額の差異

- ・同族株主がない会社の株主で、当該株主が 15%以上（純資産価額方式）と未満の場合（配当還元方式）の相違

※帳簿純資産価額によるために、資産の取得が古く多額な含み益を有し、本来時価純資産価額であれば、大会社に該当して類似業種比準方式により評価できるにもかかわらず、帳簿価額が少額であるために大会社には属さず、類似業種比準方式が適用できないという弊害が生じている。



かかる評価基本通達の評価の弊害や矛盾は、財産の評価に当たり、評価基本通達が保護する、課税当局及び納税者の財産評価の簡便性と便宜性の重視並びに評価方法の統一による課税の公平の担保という法益が、評価実務の煩雑さを甘受し、より精緻な評価を実現すべきであるという法益に優先した結果でもあるということである。

2. 「総則第 6 項」の意義と運用の実態

(1) 「総則第 6 項」の本来的意義

- 評価額（路線価）の決定において考慮されていなかった潜在的な価額低下要因が評価額決定後に明らかにされた場合を予定

- 地盤沈下・近隣に廃棄物処理施設等の建設予定の事実が事後に判明した場合

☆納税者に不利益な過大評価を是正する措置が「総則第 6 項」

(2) 最近の「総則第6項」の適用の実際

- ・納税者の行き過ぎた節税策を排除する規定として機能し始めた。通達が予期しない不当な低額評価による不公平課税の排除（「総則第6項」の法益）
- ・判例は「実質的な租税負担の公平を著しく害する場合」の「特別な事情」として、評価基本通達以外の評価額で評価することを容認している。

○財産を取得直後に相続が開始した場合

当該財産の価額が判明しているからこれにより評価するという論理は採用の限りではない。

○「総則第6項」の適用は、限定的に解すべきである。

(3) 「総則第6項」による適用事例の分析

①相続直前の借入金による不動産の取得（前掲参照・大淵論文 142 頁～143 頁）

★相続開始直前の取得と直後の売却が問題となるのか。

★借入金によることが問題なのか。

- ・現金で取得するのも借入金でよるのも資金として自己資金か他人資金という違いがあるにすぎない。
- ・借入金で取得して継続して不動産貸付業を行っている場合に、その土地の小規模宅地の評価減後の土地の評価額を超過する超過借入債務額の債務控除を否定することは困難。

②子供が信用売取引により売却した株式と同数同銘柄の上場株式を、父親が借入金で取得した同株式を負担付贈与により子供が贈与を受けて、現渡し決済により、最終価額（売却価額）との差額の利得を得た場合について、「特別な事情」を認定した事例（大淵論文 143 頁）

- ・ 3ヶ月前平均株価による上場株式の評価額 100 - 負担額 100 = 0（贈与税課税価額） ⇒ 「総則第6項」により最終価格 200 として否認
- ・ 3ヶ月前平均株価による上場株式の評価額 100 - 負担額 70 = 30（贈与税課

税価額) ⇒「総則第6項」により最終価格200として否認? ⇒課税事例なし

③低額な資本組入れと配当還元方式の適用 (大淵論文 144 頁～145 頁)

○100%の資本組入れに代えて最低資本金の資本組入れ(旧有限会社)により、1口の払込金100万円のうち1万円を資本金(出資金)に組み入れて、少数株主の出資につき、配当還元方式により資本金の2分の1(無配当の場合)5,000円を評価額とした事例。

☆X社の場合…配当還元方式の「1口の資本金の額」を「1口の資本等の金額」100万円とみなして1口50万円と評価して更正処分

★Y社の場合…出資金を「預け金」として1口100万円と評価して更正処分

※判決…配当還元方式を採用して、X社の更正処分により1口50万円と評価してX社の出資者につき棄却、Y社の出資者については、その約半額を取り消した。
⇒「総則第6項」による配当還元方式の一部修正

○設立一期に46億円(2社の資本払込金)の大半36億円を使用して、戦前からの借地権の底地を取得しており、金融資産を留保しているものではないから、払込金の返還が約束されていたという事実認定は困難である。このことは、払込額による株式の買取りを保証し、買取資金を金融資産として保有していたフォーエス事件とは本質的に異なるものであることは明白。

○株式会社の出資額が2分の1の資本組入れの場合?

・1株払込価格100万円のうち50万円を資本金に組み入れ

・相続開始 ⇒ 1株25万円(無配当)で評価 ? ⇒50万円で更正?

④低額現物出資による評価差額51%控除が否定された事例(A社B社方式)

○合併によりB社がA社に吸収合併 ⇒ A社を減資して現金で返還

⇒有限会社の最低資本金 300 万円の会社 ⇒実質は 300 万円以外の払い込み金はないものと同様

★A社・B社が特定の資産を保有して本来の事業活動を行っている場合には、上記の場合とは異なる。この場合の否認は疑問？

⑤株式を払込価額により買い取る旨の約定の下で、配当還元方式が適用される持株割合により払込みをさせて相続開始後又は贈与後に払込価額で買い取る事例（フォーエス事件）

○約定した価額が当該株式の時価と認定する方法

○配当還元方式による株式の価額のほかに、契約による売戻権があり、その売戻権の時価は、払込価額から当該株式の時価（配当還元価額）を控除した金額（大淵）

⑥評価会社・X社の同族株主が100%支配していた支配会社・Y社の発行済株式の52%相当の株式を相続8日前に、取引先である第三者の上場企業13社（各社4%）に売却して48%の所有として当該同族株主グループから離脱させ、Y社が所有する評価会社・X社の株式の評価額を配当還元方式により評価した上で、当該48%所有するY社の株式の評価をした納税者の相続税申告に対して、「総則第6項」により、48%に一人の株主（4%）を加えれば、50%支配することとなり、現実的にも4%所有する各株主が全員反対に回ることも考えられないから、48%所有する当該同族会社の株主の支配権は強固なものがあるとして、当該支配する同族株主グループの法人として評価することが妥当であるとした事例（東京地裁平成16.3.2未公表）。

(4) 「総則第6項」の適用が否定された事例

・実質的な支配関係により「総則第6項」を適用した事例につき、その持分割合等からその支配関係が否定された事例 参考判決

<おわりに>

「総則第6項」、つまり評価基本通達によらないで評価する「特別な事情」は、納税者の予測可能性と租税負担能力に鑑みれば、確実に客観的時価が判明し、課税時期後において

当該価額の金銭を収受することが確実であることが認定できる場合に限定されるべきである。したがって、最近の「A社・B社方式」によるその後の合併と減資による最低資本金の有限会社としての存続という事態が確実視される（すでに顕現されている）場合には、純資産価額の計算上、法人税額等の控除が否認されることはやむを得ないが、両社が存続して事業を行っている場合には、少なくとも、通達改正前は当該控除を否認すべきではなかったというべきである。なぜならば、低額現物出資により受け入れたA社株式又は出資持分を他に譲渡すれば、B社に低額受入部分の含み益が実現収益として課税され、B社の純資産が減少する事態がありえたからである。

最近の財産評価は、“租税回避の意図あり”という主観的意思の存在が重く取り上げられ、客観的な財産の現況に基いて評価する基本原則が忘れ去られようとしている。しかして、評価基本通達の評価額とは異なる評価額が妥当であるというのであれば、納税者の予測可能性を担保して法的生活の安定のために、速やかなる通達改正によって対処すべきであり、安易に「総則第6項」を適用して遡及更正することは、客観的交換価額が明確に認定でき、他の評価額との関連で、課税上の公正の理念に著しく反する「特別の事情」のある場合に限定されるべきである。

東京地方裁判所平成15年（行ウ）第214号贈与税決定処分取消等請求事件
 （全部取消し）（納税者勝訴）（H17-10-12判決・確定）
【みなし贈与／非同族株主への取引相場のない株式の譲渡】

判 示 事 項

- 1 原告は、平成7年2月16日付けの売買契約により、A社の元会長職にあった譲渡人乙より同社の株式63万株を、1株当たり100円の金額で譲り受けた。被告は、本件株式の譲受けが、相続税法7条の「著しく低い価額の対価で財産の譲渡を受けた場合」に該当するものとし、本件株式の価額を1株当たり785円と評価して、原告の平成7年分の贈与税の決定処分及び無申告加算税の賦課決定処分を行ったものである。
- 2 相続税法7条にいう「時価」の意義
 相続税法7条にいう「時価」とは、同法22条にいう「時価」と同じく、財産取得時における当該財産の客観的交換価値、すなわち、それぞれの財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額をいうものと解される。この点は、評価通達にも記載されているとおりである。ところで、財産の客観的交換価値は、必ずしも一義的に明確に確定されるものではないことから、課税実務上は、原則として、評価通達の定めによって評価した価額をもって時価とすることとされている。これは、財産の客観的交換価値を個別に評価する力法をとると、その評価方法、基礎資料の選択の仕方等により異なった評価額が生じることを避け難く、また、課税庁の事務負担が重くなり、回帰的、かつ、大量に発生する課税事務の迅速な処理が困難となるおそれがあること等から、あらかじめ定められた評価方法により画一的に評価する方が、納税者間の公平、納税者の便宜、徴税費用の節減という見地からみて合理的であるという理由に基づくものである。
- 3 評価通達に定められた評価方法が合理的なものである限り、これは時価の評価方法として妥当性を有するものと解される。そして、これを相続税法7条との関係でいえば、評価通達に定められた評価方法を画一的に適用するという形式的な平等を貫くことが実質的な租税負担の公平を著しく害する結果となるなどこの評価方法によらないことが正当と是認されるような特別の事情のない限り、評価通達に定められた合理的と認

められる評価方法によって評価された価額と同額か、又はこれを上回る対価をもって行われた

財産の譲渡は、相続税法7条にいう「著しく低い価額の対価で財産の譲渡を受けた場合」に該当しないものというべきである。

4 評価通達に規定する類似業種比準方式及び配当還元方式の合理性

類似業種比準方式は、具体的には、株価形成要素のうち基本的かつ直接的なもので計数化が可能な1株当たりの配当金額、年利益金額及び純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）の3要素につき、評価会社のそれらと、当該会社と事業内容が類似する業種目に属する上場会社のそれらの平均値とを比較の上、上場会社の株価に比準して評価会社の1株当たりの価額を算定するというものである（乙1）。このような類似業種比準方式による株式評価は、現実に株式市場において取引が行われている上場会社の株価に比準した株式の評価額が得られる点において合理的であり、取引相場のない株式の算定手法として適切な評価方法であるといえる。ところで、評価通達は、このような原則的な評価手法の例外として、「同族株主以外の株主等が取得した株式」については、配当還元方式によって評価することを定めている。この趣旨は、一般的に、非上場のいわゆる同族会社においては、その株式を保有する同族株主以外の株主にとっては、当面、配当を受領するという以外に直接の経済的利益を享受することがないという実態を考慮したものと解するのが相当である。そして、当該会社に対する直接の支配力を有しているか否かという点において、同族株主とそれ以外の株主とでは、その保有する当該株式の実質的な価値に大きな差異があるといえるから、評価通達は、同族株主以外の株主が取得する株式の評価については、通常類似業種比準方式よりも安価に算定される配当還元方式による株式の評価方法を採用することにしたものであって、そのような差異を設けることには合理性があり、また、直接の経済的利益が配当を受領することに限られるという実態からすれば、配当還元方式という評価方法そのものにも合理性があるというべきである

5 被告は、本件売買取引により原告が取得した地位は、A社の事業経営に相当の影響を与え得るものであり、配当還元方式が本来適用を予定している少数株主（同族株主以外の株主）の地位と同視することはできないと主張する。しかし、被告がその主張の根拠とする原告が本件売買取引により個人株主として筆頭株主の地位を得たことについては、本件売買取引後のA社における原告の株式保有割合はわずか6.6%の割合にすぎず、また、B社及びC社における原告の株式保有割合も、それぞれ7.5%、25.3%にとどまっているのであるから、このような数値を見る限り、譲渡人の親族でもない原告が、A社の事業経営に実効的な影響力を与え得る地位を得たものとは認められない。

6 また、被告は、原告は譲渡人等から借入債務の保証の便宜を受けることにより、実質的な金銭的支出を行うことなく本件株式を取得したことを根拠として主張するが、

原告の本件借入れに関する説明自体に格別不自然、不合理な点もなく、原告がA社の事業経営に相当の影響を与え得るほどに譲渡人と密接な関係にあったとまでいうことはできない。したがって、原告は、会社に対する直接の支配力を有せず、配当の受領以外に経済的利益を享受することのない少数株主に当たるといふべきである。

- 7 仮に本件売買取引の売買価額が評価通達に定める配当還元方式によって決定されたものであったとしても、それが評価通達の原則的な評価方法である以上、不合理な価額決定の方法ということとはできないし、売買契約が譲渡人側の相続・事業承継対策の一環として行われたということが、本件売買取引が実質的に贈与に等しいとか、贈与税の負担を免れる意図が存したということには直ちにつながるものではない。
- 8 被告は、本件売買事例におけるA社の株式の売買価額は客観的時価を適切に反映しており、配当還元方式による評価額はこれより著しく低額であるから、このこと自体が特別の事情に当たると主張する。しかしながら、本件株式の評価については、評価通達の定めに従い、配当還元方式に基づいてその価額を算定することに特段不合理といえるような事情が存しないにもかかわらず、他により高額取引事例が存するからといって、その価額を採用するということになれば、評価通達の趣旨を没却することになることは明らかであり、仮に他の取引事例が存在することを理由に、評価通達の定めとは異なる評価をすることが許される場合があり得るとしても、それは、当該取引事例が、取引相場による取引に匹敵する程度の客観性を備えたものである場合等例外的な場合に限られるものといふべきである。
- 9 本件5件の売買事例は、実質的にみれば、わずか3件の取引事例にすぎず、この程度の取引事例に基づいて、主観的事情を捨象した客観的な取引価格を算定することができるかどうかは、そもそも疑問であるといわざるを得ない
- 10 以上のとおり、本件株式について評価通達に定められた評価方法によらないことが正当と是認されるような特別の事情があるとはいえず、本件売買取引は、相続税法7条の「著しく低い価額の対価で財産の譲渡を受けた場合」には該当しない。